

平成27年 4月20日

入札参加登録企業 各位

都市政策部 技術管理センター  
技 術 管 理 課

平成27年度 土木積算基準における諸経費率の改定について  
(お知らせ)

改正品確法の基本理念および発注者責務を果たすため、担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、国土交通省では平成27年4月から適用する積算基準の改定を公表しました。

新潟市では、新潟県土木部と同様に平成27年4月20日から適用する土木工事等の積算基準において諸経費率を改定することをお知らせします。

これに伴い、新潟市が発注する土木工事等の適用については、下記のとおりとします。

記

1 改定図書

- ・積算基準〔4 下水道 〕（平成26年10月30日以降適用）
- ・積算基準〔6 機械・電気通信設備 〕（平成26年10月30日以降適用）

2 改定内容

別紙（改定対照表）のとおり

3 適用日

平成27年4月20日以降入札に係る公告及び通知する工事又は委託  
から適用します。

問合せ先	新潟市都市政策部技術管理センター技術管理課 積算情報担当（電話 025-226-3081）
------	--

平成26年度(10月 日以降適用) 積算基準〔4下水道〕 改定対照表

頁	改定前	改定後(平成27年4月20日以降適用)
第2編 II-2-(2) 一般管理費等 P51	<p>(2) 一般管理費等率は、(式-8)により算定した値とする。                      一般管理費等率 = (標準一般管理費等率) × (前払金支出割合補正係数) × (機器費補正係数) …………… (式-8)</p> <p>① 標準一般管理費等率は、(式-9)による。  <math>Y = -1.5434 \text{Log} X + 26.368</math> …………… (式-9)                      Y : 標準一般管理費等率 [%]                      (算出した値は、小数点以下3位を四捨五入し、2位止めとする。)                      X : 工事原価 [円]                      ただし、上下限の率は次による。  <math>X \leq 5,000,000</math> [円] は <math>Y = 16.03</math> [%]  <math>X &gt; 3,000,000,000</math> [円] は <math>Y = 11.74</math> [%]</p>	<p>(2) 一般管理費等率は、(式-8)により算定した値とする。                      一般管理費等率 = (標準一般管理費等率) × (前払金支出割合補正係数) × (機器費補正係数) …………… (式-8)</p> <p>① 標準一般管理費等率は、(式-9)による。  <math>Y = -3.5981 \text{Log} X + 45.883</math> …………… (式-9)                      Y : 標準一般管理費等率 [%]                      (算出した値は、小数点以下3位を四捨五入し、2位止めとする。)                      X : 工事原価 [円]                      ただし、上下限の率は次による。  <math>X \leq 5,000,000</math> [円] は <math>Y = 21.78</math> [%]  <math>X &gt; 3,000,000,000</math> [円] は <math>Y = 11.78</math> [%]</p>
第3編 I-4-(2)-二 一般管理費等 P7	<p>ニ 一般管理費等                      一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。                      一般管理費等 = (業務原価) × <math>\beta / (1 - \beta)</math>                      ただし、<math>\beta</math>は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、30%とする。</p>	<p>ニ 一般管理費等                      一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。                      一般管理費等 = (業務原価) × <math>\beta / (1 - \beta)</math>                      ただし、<math>\beta</math>は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。</p>
第3編 下水道施設 設計業務 積算基準 I-4-(2)-二 一般管理費等 P.1	<p>ニ 一般管理費等                      一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。                      一般管理費等 = (業務原価) × <math>\beta / (1 - \beta)</math>                      ただし、<math>\beta</math>は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、30%とする。</p>	<p>ニ 一般管理費等                      一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。                      一般管理費等 = (業務原価) × <math>\beta / (1 - \beta)</math>                      ただし、<math>\beta</math>は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。</p>

平成26年度(10月30日以降適用) 積算基準〔6機械・電気通信設備〕 改定対照表

頁	改定前	改定後(平成27年4月20日以降適用)																																																																																						
第1章 ⑤-2-2 間接工事費 IX-1-17	6) 技術管理費 (イ) 共通仮設費率に含まれる技術管理費は、次のとおりとする。 a 据付けにおいて施工管理に必要な試験に要する費用 b 据付けにおける出来形管理のための測量、計測、図面作成に要する費用 c 据付けにおける品質管理のための資料の作成に要する費用 d 据付けにおける工程、出来形、品質管理の確認等に必要写真管理に要する費用 e 据付けにおける工程管理のための資料の作成等に要する費用 f 現場据付試運転報告書等の作成に要する費用 g 据付けにおける完成図書等の作成に要する費用 h 据付けにおける塗装膜厚施工管理に要する費用 i 据付けにおける施工管理で使用する OA 機器の費用 j 品質証明に係る費用(品質証明費)	6) 技術管理費 (イ) 共通仮設費率に含まれる技術管理費は、次のとおりとする。 a 据付けにおいて施工管理に必要な試験に要する費用 b 据付けにおける出来形管理のための測量、計測、図面作成に要する費用 c 据付けにおける品質管理のための資料の作成に要する費用 d 据付けにおける工程、出来形、品質管理の確認等に必要写真管理に要する費用 e 据付けにおける工程管理のための資料の作成等に要する費用 f 現場据付試運転報告書等の作成に要する費用 g 据付けにおける完成図書等の作成に要する費用 h 据付けにおける塗装膜厚施工管理に要する費用 i 据付けにおける施工管理で使用する OA 機器の費用 j 品質証明に係る費用(品質証明費) k CALSシステムに係る費用(登録料および利用料)																																																																																						
第1章 ⑤-11 表-1・7 IX-1-27	<p style="text-align: center;">表-1・7 現場管理費率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">対象額(P)</th> <th style="width: 15%;">300万円以下</th> <th colspan="2" style="width: 30%;">300万円を超え5億円以下</th> <th style="width: 15%;">5億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <th colspan="2">(1)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</th> <th>適用区分</th> </tr> <tr> <td>工種区分</td> <td>下記の率とする。</td> <td>A</td> <td>b</td> <td>下記の率とする。</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水門設備、ゴム引布製起伏ゲート設備、ダム施工機械設備 ダム管理設備</td> <td style="text-align: center;">20.62</td> <td style="text-align: center;">41.99</td> <td style="text-align: center;">-0.0477</td> <td style="text-align: center;">16.15</td> </tr> <tr> <td>揚排水ポンプ設備、 除塵設備</td> <td style="text-align: center;">22.64</td> <td style="text-align: center;">87.29</td> <td style="text-align: center;">-0.0905</td> <td style="text-align: center;">14.25</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">対象額(P)</th> <th style="width: 15%;">300万円以下</th> <th colspan="2" style="width: 30%;">300万円を超え2億円以下</th> <th style="width: 15%;">2億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <th colspan="2">(1)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</th> <th>適用区分</th> </tr> <tr> <td>工種区分</td> <td>下記の率とする。</td> <td>A</td> <td>b</td> <td>下記の率とする。</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路付帯設備 (トンネル換気設備・トンネル非常用施設・消融雪設備 ・道路排水設備・共同溝付帯設備・車両重量計設備)</td> <td style="text-align: center;">20.56</td> <td style="text-align: center;">49.41</td> <td style="text-align: center;">-0.0588</td> <td style="text-align: center;">16.06</td> </tr> </tbody> </table>	対象額(P)	300万円以下	300万円を超え5億円以下		5億円を超えるもの	適用区分	(1)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		適用区分	工種区分	下記の率とする。	A	b	下記の率とする。	水門設備、ゴム引布製起伏ゲート設備、ダム施工機械設備 ダム管理設備	20.62	41.99	-0.0477	16.15	揚排水ポンプ設備、 除塵設備	22.64	87.29	-0.0905	14.25	対象額(P)	300万円以下	300万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの	適用区分	(1)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		適用区分	工種区分	下記の率とする。	A	b	下記の率とする。	道路付帯設備 (トンネル換気設備・トンネル非常用施設・消融雪設備 ・道路排水設備・共同溝付帯設備・車両重量計設備)	20.56	49.41	-0.0588	16.06	<p style="text-align: center;">表-1・7 現場管理費率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">対象額(P)</th> <th style="width: 15%;">300万円以下</th> <th colspan="2" style="width: 30%;">300万円を超え5億円以下</th> <th style="width: 15%;">5億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <th colspan="2">(1)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</th> <th>適用区分</th> </tr> <tr> <td>工種区分</td> <td>下記の率とする。</td> <td>A</td> <td>b</td> <td>下記の率とする。</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水門設備、ゴム引布製起伏ゲート設備、ダム施工機械設備 ダム管理設備</td> <td style="text-align: center; color: red;">21.30</td> <td style="text-align: center; color: red;">47.16</td> <td style="text-align: center; color: red;">-0.0533</td> <td style="text-align: center; color: red;">16.22</td> </tr> <tr> <td>揚排水ポンプ設備、 除塵設備</td> <td style="text-align: center; color: red;">23.83</td> <td style="text-align: center; color: red;">105.57</td> <td style="text-align: center; color: red;">-0.0998</td> <td style="text-align: center; color: red;">14.30</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">対象額(P)</th> <th style="width: 15%;">300万円以下</th> <th colspan="2" style="width: 30%;">300万円を超え2億円以下</th> <th style="width: 15%;">2億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <th colspan="2">(1)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</th> <th>適用区分</th> </tr> <tr> <td>工種区分</td> <td>下記の率とする。</td> <td>A</td> <td>b</td> <td>下記の率とする。</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路付帯設備 (トンネル換気設備・トンネル非常用施設・消融雪設備 ・道路排水設備・共同溝付帯設備・車両重量計設備)</td> <td style="text-align: center; color: red;">21.78</td> <td style="text-align: center; color: red;">59.51</td> <td style="text-align: center; color: red;">-0.0674</td> <td style="text-align: center; color: red;">16.41</td> </tr> </tbody> </table>	対象額(P)	300万円以下	300万円を超え5億円以下		5億円を超えるもの	適用区分	(1)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		適用区分	工種区分	下記の率とする。	A	b	下記の率とする。	水門設備、ゴム引布製起伏ゲート設備、ダム施工機械設備 ダム管理設備	21.30	47.16	-0.0533	16.22	揚排水ポンプ設備、 除塵設備	23.83	105.57	-0.0998	14.30	対象額(P)	300万円以下	300万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの	適用区分	(1)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		適用区分	工種区分	下記の率とする。	A	b	下記の率とする。	道路付帯設備 (トンネル換気設備・トンネル非常用施設・消融雪設備 ・道路排水設備・共同溝付帯設備・車両重量計設備)	21.78	59.51	-0.0674	16.41
対象額(P)	300万円以下		300万円を超え5億円以下		5億円を超えるもの																																																																																			
	適用区分	(1)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		適用区分																																																																																				
工種区分	下記の率とする。	A	b	下記の率とする。																																																																																				
水門設備、ゴム引布製起伏ゲート設備、ダム施工機械設備 ダム管理設備	20.62	41.99	-0.0477	16.15																																																																																				
揚排水ポンプ設備、 除塵設備	22.64	87.29	-0.0905	14.25																																																																																				
対象額(P)	300万円以下	300万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの																																																																																				
	適用区分	(1)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		適用区分																																																																																				
工種区分	下記の率とする。	A	b	下記の率とする。																																																																																				
道路付帯設備 (トンネル換気設備・トンネル非常用施設・消融雪設備 ・道路排水設備・共同溝付帯設備・車両重量計設備)	20.56	49.41	-0.0588	16.06																																																																																				
対象額(P)	300万円以下	300万円を超え5億円以下		5億円を超えるもの																																																																																				
	適用区分	(1)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		適用区分																																																																																				
工種区分	下記の率とする。	A	b	下記の率とする。																																																																																				
水門設備、ゴム引布製起伏ゲート設備、ダム施工機械設備 ダム管理設備	21.30	47.16	-0.0533	16.22																																																																																				
揚排水ポンプ設備、 除塵設備	23.83	105.57	-0.0998	14.30																																																																																				
対象額(P)	300万円以下	300万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの																																																																																				
	適用区分	(1)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		適用区分																																																																																				
工種区分	下記の率とする。	A	b	下記の率とする。																																																																																				
道路付帯設備 (トンネル換気設備・トンネル非常用施設・消融雪設備 ・道路排水設備・共同溝付帯設備・車両重量計設備)	21.78	59.51	-0.0674	16.41																																																																																				

平成26年度(10月30日以降適用) 積算基準〔6機械・電気通信設備〕 改定対照表

頁	改定前	改定後(平成27年4月20日以降適用)																
第1章 ⑤-11 表-1・10 IX-1-28	<p style="text-align: center;">表-1・10 標準一般管理費等率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">対 象 額</th> <th style="width: 70%;">標 準 一 般 管 理 費 等 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td style="text-align: center;">16.03%</td> </tr> <tr> <td>500万円を超え30億円以下</td> <td> <math>G_1 = -1.5434 \text{Log}(C_1) + 26.368</math>                      ただし、<math>G_1</math>: 標準一般管理費等率(%)  <math>C_1</math>: 対象額(単位:円)                 </td> </tr> <tr> <td>30億円を超えるもの</td> <td style="text-align: center;">11.74%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) <math>G_1</math>の値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。</p>	対 象 額	標 準 一 般 管 理 費 等 率	500万円以下	16.03%	500万円を超え30億円以下	$G_1 = -1.5434 \text{Log}(C_1) + 26.368$ ただし、 $G_1$ : 標準一般管理費等率(%) $C_1$ : 対象額(単位:円)	30億円を超えるもの	11.74%	<p style="text-align: center;">表-1・10 標準一般管理費等率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">対 象 額</th> <th style="width: 70%;">標 準 一 般 管 理 費 等 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td style="text-align: center;">21.78%</td> </tr> <tr> <td>500万円を超え30億円以下</td> <td> <math>G_1 = -3.5981 \text{Log}(C_1) + 45.883</math>                      ただし、<math>G_1</math>: 標準一般管理費等率(%)  <math>C_1</math>: 対象額(単位:円)                 </td> </tr> <tr> <td>30億円を超えるもの</td> <td style="text-align: center;">11.78%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) <math>G_1</math>の値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。</p>	対 象 額	標 準 一 般 管 理 費 等 率	500万円以下	21.78%	500万円を超え30億円以下	$G_1 = -3.5981 \text{Log}(C_1) + 45.883$ ただし、 $G_1$ : 標準一般管理費等率(%) $C_1$ : 対象額(単位:円)	30億円を超えるもの	11.78%
対 象 額	標 準 一 般 管 理 費 等 率																	
500万円以下	16.03%																	
500万円を超え30億円以下	$G_1 = -1.5434 \text{Log}(C_1) + 26.368$ ただし、 $G_1$ : 標準一般管理費等率(%) $C_1$ : 対象額(単位:円)																	
30億円を超えるもの	11.74%																	
対 象 額	標 準 一 般 管 理 費 等 率																	
500万円以下	21.78%																	
500万円を超え30億円以下	$G_1 = -3.5981 \text{Log}(C_1) + 45.883$ ただし、 $G_1$ : 標準一般管理費等率(%) $C_1$ : 対象額(単位:円)																	
30億円を超えるもの	11.78%																	
第20章 ①-4-2 表-20・6 IX-20-9	<p style="text-align: center;">表-20・6 標準一般管理費等率(前払金のない場合)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">点検・整備原価</th> <th style="width: 70%;">標 準 一 般 管 理 費 等 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50万円以下</td> <td style="text-align: center;">18.35%</td> </tr> <tr> <td>50万円を超えるもの</td> <td> <math>G = -1.593 \text{Log} C + 27.43</math>                      ただし、<math>G</math>: 標準一般管理費等率(%)  <math>C</math>: 点検・整備原価(単位:円)                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) <math>G</math>の値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。</p>	点検・整備原価	標 準 一 般 管 理 費 等 率	50万円以下	18.35%	50万円を超えるもの	$G = -1.593 \text{Log} C + 27.43$ ただし、 $G$ : 標準一般管理費等率(%) $C$ : 点検・整備原価(単位:円)	<p style="text-align: center;">表-20・6 標準一般管理費等率(前払金のない場合)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">点検・整備原価</th> <th style="width: 70%;">標 準 一 般 管 理 費 等 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50万円以下</td> <td style="text-align: center;">19.37%</td> </tr> <tr> <td>50万円を超えるもの</td> <td> <math>G = -1.998 \text{Log} C + 30.76</math>                      ただし、<math>G</math>: 標準一般管理費等率(%)  <math>C</math>: 点検・整備原価(単位:円)                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) <math>G</math>の値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。</p>	点検・整備原価	標 準 一 般 管 理 費 等 率	50万円以下	19.37%	50万円を超えるもの	$G = -1.998 \text{Log} C + 30.76$ ただし、 $G$ : 標準一般管理費等率(%) $C$ : 点検・整備原価(単位:円)				
点検・整備原価	標 準 一 般 管 理 費 等 率																	
50万円以下	18.35%																	
50万円を超えるもの	$G = -1.593 \text{Log} C + 27.43$ ただし、 $G$ : 標準一般管理費等率(%) $C$ : 点検・整備原価(単位:円)																	
点検・整備原価	標 準 一 般 管 理 費 等 率																	
50万円以下	19.37%																	
50万円を超えるもの	$G = -1.998 \text{Log} C + 30.76$ ただし、 $G$ : 標準一般管理費等率(%) $C$ : 点検・整備原価(単位:円)																	

平成26年度(10月30日以降適用) 積算基準〔6機械・電気通信設備〕 改定対照表

頁	改定前	改定後(平成27年4月20日以降適用)
第21章 ①-4-1 (2) IX-21-2	4) 一般管理費等 一般管理費等は、次式により算定した額の範囲内とする。 $\text{一般管理費等} = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$ ただし、 $\beta$ は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、30%とする。	4) 一般管理費等 一般管理費等は、次式により算定した額の範囲内とする。 $\text{一般管理費等} = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$ ただし、 $\beta$ は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。